## 供給約款等以外の供給条件

(定額電灯および公衆街路灯A等の料金についての特別措置)

平成26年3月1日 実施

九州電力株式会社

#### 平成 26 年 1 月 23 日 20140114 資第 41 号 認可

この料金についての特別措置(定額電灯および公衆街路灯A等の料金についての特別措置)は、電気事業法第21条第1項ただし書の規定により供給約款等以外の供給条件として認可を受けたものであります。

### 供給約款等以外の供給条件

## (定額電灯および公衆街路灯A等の料金についての特別措置)

## 目 次

1	適	用範	囲
2	料		金
3	そ	Ø	他
附		則	

#### 1 適 用 範 囲

この供給約款等以外の供給条件は,電気供給約款(平成26年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。)の定額電灯,公衆街路灯Aまたは供給約款附則4(農事用電灯のお客さまについての特別措置)により電気の供給を受け,契約負荷設備に10ボルトアンペアまでの容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,各契約負荷設備ごとに供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)の電灯を含むお客さまで,かつ,この供給約款等以外の供給条件の適用の申出があった場合に適用いたします。

#### 2 料 金

(1) 供給約款15(定額電灯)(4)または供給約款附則4(農事用電灯のお客さまについての特別措置)(1)の料金の算定上,契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については,供給約款15(定額電灯)(4)口(分および供給約款別表2(燃料費調整)(2)イ(分にかかわらず,各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ 電 灯 料 金

口 基 準 単 価

1 灯 に つ き	68銭4厘
-----------	-------

(2) 供給約款18(公衆街路灯)(1)口の料金の算定上,契約負荷設備のうち 10ワットまでの電灯の電灯料金については,供給約款18(公衆街路灯) (1)口口 a および供給約款別表 2 (燃料費調整)(2)イ(イ)にかかわらず,各 契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

#### イ 電 灯 料 金

1	灯	に	つ	ਣੇ		82円08銭	;
---	---	---	---	----	--	--------	---

口 基 準 単 価

灯 に つ き	6 8 銭 4
---------	---------

- (3) ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、供給約款別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

#### 3 そ の 他

- (1) この供給約款等以外の供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件(平成25年4月2日付け20130402資第24号認可。)の適用を受けているお客さまの料金その他の供給条件は,この供給約款等以外の供給条件によるものといたします。
- (2) この供給約款等以外の供給条件適用の日を含む料金算定期間の料金の 算定にあたっては、(1)の場合を除き、供給約款26(料金の算定)および 供給約款27(日割計算)によって日割計算を行ない、料金を算定いたし ます。

(3) その他の事項については,供給約款に定めるところによるものといたします。

# 附則

附則

1 延滞利息の適用開始までの取扱い

2(料金)については、料金の算定期間の最終日が平成26年9月30日以降となる料金に適用するものとし、料金の算定期間の最終日が平成26年9月29日以前となる料金については、次のとおりといたします。

(1) 供給約款附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(3)二または供給約款附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(20)イ(4)の早収料金の算定上,契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については,供給約款附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(3)二(4) a および供給約款別表2(燃料費調整)(2)イ(4)にかかわらず,各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ電灯料金

つ き 89円64銭
------------

口 基 準 単 価

1 灯 に つ き	6 8 銭 4 厘
-----------	-----------

(2) 供給約款附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(6)イロの早収料金の算定上,契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については,供給約款附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(6)イロ b (a) および供給約款別表2(燃料費調整)(2)イ(イ)にかかわらず,各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

イ電灯料金

1	灯	に	つ	ਣੇ			82円08銭
---	---	---	---	----	--	--	--------

#### 口 基 準 単 価

1	灯	に	つ	ŧ		6 8 銭 4 厘
---	---	---	---	---	--	-----------

- (3) ネオン管灯,けい光灯,水銀灯等は,管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお,出力で表示されている場合等は,供給約款別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し,その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。
- (4) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、供給約款別表 4 〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

#### 2 消費税法の改正にともなう経過措置等

供給約款附則6(この供給約款の実施にともなう切替措置)(1)により変更前の電気供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)の適用を受ける場合または供給約款附則8(消費税法の改正にともなう経過措置)(1)の適用を受ける場合の定額電灯,公衆街路灯Aまたは供給約款附則4(農事用電灯のお客さまについての特別措置)の料金の算定上,契約負荷設備のうち10ワットまでの電灯の電灯料金については,附則1(延滞利息の適用開始までの取扱い)(1)または(2)ならびに旧供給約款附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(3)ニ(口)a,(6)イ(口)b(a)および旧供給約款別表2(燃料費調整)(2)イ(付または供給約款附則8(消費税法の改正にともなう経過措置)(1)イおよび口の該当料金にかかわらず,各契約負荷設備ごとに1月に

つき次のとおりといたします。

(1) 定額電灯および供給約款附則 4 (農事用電灯のお客さまについての特別措置)

イ電灯料金

|--|

口 基 準 単 価

1	灯に	つ	き	6 6 銭 5 厘
---	----	---	---	-----------

(2) 公 衆 街 路 灯 A

イ 電 灯 料 金

灯 に つ き 7 9 円 8 0 銭
---------------------

口 基 準 単 価

1	灯	に	つ	ਣੇ		6 6 銭 5 厘
---	---	---	---	----	--	-----------